

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第1号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地球温暖化対策計画の作成義務者等)</p> <p>第64条 略</p> <p>(1) 前年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに前年度において使用した熱（前年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第1条に規定する熱を除き、同条に規定する集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（前年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれ地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所（県内に所在するものに限る。）を有する事業者（国及び地方公共団体を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 略</p> <p>(1) エアコンディショナー（省エネ法施行令第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(地球温暖化対策計画の作成義務者等)</p> <p>第64条 条例第94条第1項及び第125条第9号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所（県内に所在するものに限る。）を有する事業者（国及び地方公共団体を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(9) 略</p>

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。